

労働者派遣事業に関わる情報



対象期間: 令和7年度(2025年3月1日～2026年2月28日)

許可番号: 派27-302045

事業者名称	株式会社プロサーチ 大阪本社		
事業所の所在地	〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田1-12-12 東京建物梅田ビル		
① 派遣労働者数(令和8年6月1日付)	85	人	
② 令和7年度 派遣先事業所数(実数)	51	事業所	
③ 令和7年度 労働者派遣に関する料金の額の平均額(8時間 全業務平均)	31,998	円	
④ 令和7年度 派遣労働者の賃金の額の平均額(8時間 全業務平均)	22,399	円	
⑤ 令和7年度 マージン率	30.0	%	

事業者名称	株式会社プロサーチ 仙台営業所		
事業所の所在地	〒980-0013 宮城県仙台市青葉区花京院2-1-61 オークツリー仙台		
① 派遣労働者数(令和8年6月1日付)	36	人	
② 令和7年度 派遣先事業所数(実数)	34	事業所	
③ 令和7年度 労働者派遣に関する料金の額の平均額(8時間 全業務平均)	35,019	円	
④ 令和7年度 派遣労働者の賃金の額の平均額(8時間 全業務平均)	22,832	円	
⑤ 令和7年度 マージン率	34.8	%	

事業者名称	株式会社プロサーチ 東京営業所		
事業所の所在地	〒108-0014 東京都港区芝5-27-5 山田ビル		
① 派遣労働者数(令和8年6月1日付)	46	人	
② 令和7年度 派遣先事業所数(実数)	36	事業所	
③ 令和7年度 労働者派遣に関する料金の額の平均額(8時間 全業務平均)	37,285	円	
④ 令和7年度 派遣労働者の賃金の額の平均額(8時間 全業務平均)	23,631	円	
⑤ 令和7年度 マージン率	36.6	%	

事業者名称	株式会社プロサーチ 名古屋営業所		
事業所の所在地	〒450-0002 愛知県名古屋市中村区名駅3-22-8 大東海ビル		
① 派遣労働者数(令和8年6月1日付)	17	人	
② 令和7年度 派遣先事業所数(実数)	15	事業所	
③ 令和7年度 労働者派遣に関する料金の額の平均額(8時間 全業務平均)	32,085	円	
④ 令和7年度 派遣労働者の賃金の額の平均額(8時間 全業務平均)	21,161	円	
⑤ 令和7年度 マージン率	34.0	%	

事業者名称	株式会社プロサーチ 広島営業所		
事業所の所在地	〒730-0017 広島県広島市中区鉄砲町1-20 第3ウエノヤビル		
① 派遣労働者数(令和8年6月1日付)	35	人	
② 令和7年度 派遣先事業所数(実数)	15	事業所	
③ 令和7年度 労働者派遣に関する料金の額の平均額(8時間 全業務平均)	34,480	円	
④ 令和7年度 派遣労働者の賃金の額の平均額(8時間 全業務平均)	21,937	円	
⑤ 令和7年度 マージン率	36.4	%	

事業者名称	株式会社プロサーチ 福岡営業所		
-------	-----------------	--	--

事業所の所在地	〒812-0013 福岡県福岡市博多駅東2-5-28 博多偕成ビル	
① 派遣労働者数（令和8年6月1日付）	62	人
② 令和7年度 派遣先事業所数（実数）	30	事業所
③ 令和7年度 労働者派遣に関する料金の額の平均額（8時間 全業務平均）	28,199	円
④ 令和7年度 派遣労働者の賃金の額の平均額（8時間 全業務平均）	18,739	円
⑤ 令和7年度 マージン率	33.5	%

※ マージン率に含まれるもの ※

- ◇ 当社が負担する健康保険料・厚生年金保険料・雇用保険料・労災保険料等
- ◇ 派遣労働者が取得する年次有給休暇、慶弔休暇等に係る費用
- ◇ 派遣労働者が取得する年次有給休暇、慶弔休暇等に係る費用
- ◇ 派遣労働者が取得する年次有給休暇、慶弔休暇等に係る費用

$$\text{マージン率} = \frac{\left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)当たりの賃金の額の平均額} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right]}$$

⑥ 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等（全事業所）

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を

☒ 締結している

当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲（ 全ての派遣労働者 ）
 当該労使協定の有効期間の終期（ 令和9年 3月 31日 ）

☐ 締結していない

⑦ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項（全事業所）

訓練種別	対象者となる派遣労働者	訓練方法 OJT・OFF-JT	訓練費用負担額 無償・有償	賃金支給 有給・無給
初級ビジネスマナー教育訓練	新規労働者	OFF-JT	無償	有給
中級ビジネスマナー教育訓練	新規・派遣労働者	OFF-JT	無償	有給
OA機器操作訓練	派遣労働者	OFF-JT	無償	有給
CAD操作訓練	派遣労働者	OFF-JT	無償	有給
折衝能力形成訓練	派遣労働者	OFF-JT	無償	有給

<キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先>

相談窓口	電話番号	相談窓口	電話番号
大阪本社 営業部	06-6486-1030	仙台営業所 営業部	022-217-0915
東京営業所 営業部	03-5439-9451	名古屋営業所 営業部	052-589-6216
広島営業所 営業部	082-511-6648	福岡営業所 営業部	092-451-5525